

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年6月28日(2007.6.28)

【公開番号】特開2007-89200(P2007-89200A)

【公開日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-013

【出願番号】特願2006-284334(P2006-284334)

【国際特許分類】

H 04 L 12/66 (2006.01)

H 04 M 3/00 (2006.01)

G 09 C 1/00 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/66 B

H 04 M 3/00 B

G 09 C 1/00 6 4 0 E

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月14日(2007.5.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信アーキテクチャのための安全なアクセスゲートウェイであって、該アクセスゲートウェイが、

(a)カードパーティ許可データを含むプロファイリングデータベースと、

(b)加入者通信インターフェースと、

(c)サービスプロローカー通信インターフェースと、

(d)サービスプロバイダ通信インターフェースと、

(e)アプリケーション通信インターフェースと、

(f)前記加入者通信インターフェース及び前記プロファイリングデータベースに結合されたサービス要求ハンドラであって、

(1)前記加入者通信インターフェースを介して通信ネットワークアクセス要求を受け取り、

(2)前記通信ネットワークアクセス要求から加入者デバイス識別子を抽出し、

(3)許可された加入者デバイス識別子記録について前記プロファイリングデータベースをサーチし、そして、前記許可された加入者デバイス識別子記録が存在するときには、前記通信ネットワークアクセス要求を前記サービスプロバイダ通信インターフェースを介して通信ネットワークサービスプロバイダに転送する、よう動作可能な該サービス要求ハンドラと、

(g)前記加入者通信インターフェースに結合された機能ハンドラであって、

(1)前記アプリケーション通信インターフェースを介して公表サービス要求を受け取り、

(2)前記公表サービス要求を認証して、前記公表サービス要求から証明書識別子を取得し、

(3)前記証明書識別子に関連した許可されたカードパーティアプリケーションについて前記プロファイリングデータベースをサーチし、

(4)前記許可されたサードパーティアプリケーションが存在するときには、前記公表サービス要求を前記サービスプローカー通信インターフェースを介してサービスプローカーに転送する、ように動作可能な該機能ハンドラと、を備えたアクセスゲートウェイ。

【請求項 2】

前記機能ハンドラは、前記公表サービス要求にラッパー(wrapper)を適用してラップ(wrapper)された公表サービス要求を取得するように動作可能なラッパー論理(wrapper logic)を含むことを特徴とする請求項1に記載の安全なアクセスゲートウェイ。

【請求項 3】

前記ラッパーは、ショートメッセージサービスラッパーを含むことを特徴とする請求項2に記載の安全なアクセスゲートウェイ。

【請求項 4】

前記ラッパーは、マルチメディアメッセージサービスラッパーを含むことを特徴とする請求項2に記載の安全なアクセスゲートウェイ。

【請求項 5】

前記ラッパーは、セッション開始プロトコルラッパーを含むことを特徴とする請求項2に記載の安全なアクセスゲートウェイ。

【請求項 6】

前記ラッパーは、請求サービスラッパーを含むことを特徴とする請求項2に記載の安全なアクセスゲートウェイ。

【請求項 7】

前記機能ハンドラは更に、前記サービスプローカー通信インターフェースを介して公表サービス要求肯定応答を受け取るように動作可能であることを特徴とする請求項1に記載の安全なアクセスゲートウェイ。

【請求項 8】

前記プロファイリングデータベースは、事前に定義された企業アプリケーションに割り当てられたアプリケーション名、固有の(unique)アプリケーション識別子、及び前記証明書識別子を含む企業アプリケーション記録を含むことを特徴とする請求項1に記載の安全なアクセスゲートウェイ。

【請求項 9】

前記プロファイリングデータベースは更に、企業名及び固有の(unique)企業識別子を含む企業記録を更に含み、前記企業アプリケーション記録は前記企業識別子を更に含み、これによって前記企業アプリケーション記録を前記企業記録にリンクさせることを特徴とする請求項8に記載の安全なアクセスゲートウェイ。

【請求項 10】

前記プロファイリングデータベースは、エンドユーザ名、固有の(unique)エンドユーザ識別子、及び通信ネットワークサービスのエンドユーザに関連した加入者デバイス識別子を含むエンドユーザ記録を含むことを特徴とする請求項1に記載の安全なアクセスゲートウェイ。

【請求項 11】

前記プロファイリングデータベースは更に、企業名及び固有の(unique)企業識別子を含む企業記録を更に含み、前記エンドユーザ記録は更に前記企業識別子を含み、これにより前記エンドユーザ記録を前記企業記録にリンクさせることを特徴とする請求項8に記載の安全なアクセスゲートウェイ。

【請求項 12】

通信サービスへの安全なサードパーティアクセスのための方法であって、

(a)サードパーティ許可データを含むプロファイリングデータベースを設定する段階と、

(b)異なる通信インターフェースを介して通信サービス使用要求を受け取る段階と、

(c)前記通信サービス使用要求をメモリに記憶する段階と、

(d)前記メモリ及び前記プロファイリングデータベースに接続されるプロセッサにより

、通信ネットワークアクセス要求と公表サービス要求との間で前記通信サービス使用要求を区別する段階と、

(e)(1)前記通信ネットワークアクセス要求から加入者デバイス識別子を抽出し、

(2)許可された加入者デバイス識別子記録について前記プロファイリングデータベースをサーチし、

(3)前記許可された加入者デバイスが存在する場合、前記通信ネットワークアクセス要求をサービスプロバイダ通信インターフェースを介して通信ネットワークサービスプロバイダに転送する、ように前記通信ネットワークアクセス要求に対してサービス要求ハンドラの実行を前記プロセッサによって開始する段階と、

(f)(1)前記公表サービス要求を認証して前記公表サービス要求から証明書識別子を取得し、

(2)前記証明識別子に関連した許可されたサードパーティアプリケーションについて前記プロファイリングデータベースをサーチし、

(3)前記許可されたサードパーティアプリケーションが存在するときには、前記公表サービス要求を前記サービスプローカー通信インターフェースを介してサービスプローカーに転送する、ように前記公表サービス要求に対して機能ハンドラの実行を前記プロセッサによって開始する段階と、を含む方法。

【請求項 1 3】

前記区別する段階は、インターネットアクセス要求と前記公表サービス要求とを区別する段階を含む請求項 1 2 に記載の方法。

【請求項 1 4】

前記インターネットアクセス要求をウェブサーバーにマップする段階を更に含む請求項 1 3 に記載の方法。

【請求項 1 5】

サービスプロバイダ通信インターフェースを介して前記ウェブサーバーから応答を受取る段階と、

前記応答を加入者通信インターフェースを介して前記許可された加入者デバイスに転送する段階と、を更に含む請求項 1 4 に記載の方法。

【請求項 1 6】

前記機能ハンドラの実行を開始する段階が更に、前記プロセッサによって、ラッパー(wrapper)を前記公表サービス要求に適用してラップ(wrap)された公表サービス要求を取得し、且つそのラップ(wrapper)された公表サービス要求をメモリに記憶することを含む請求項 1 2 に記載の方法。

【請求項 1 7】

前記適用段階が、前記プロセッサによって、ショートメッセージサービスラッパー(wrapper)を適用する段階を含む請求項 1 6 に記載の方法。

【請求項 1 8】

前記適用段階が、前記プロセッサによって、マルチメディアメッセージサービスラッパーを適用する段階を含む請求項 1 6 に記載の方法。

【請求項 1 9】

前記適用段階が、前記プロセッサによって、セッション開始プロトコルラッパーを適用する段階を含む請求項 1 6 に記載の方法。

【請求項 2 0】

前記適用段階が、前記プロセッサによって、請求サービスラッパーを適用する段階を含む請求項 1 6 に記載の方法。

【請求項 2 1】

(a)機器により読み出し可能な媒体と、

(b)前記機器により読み出し可能な媒体上で符号化され、ある方法を実行するためにアクセスゲートウェイ内にプロセッサを収容する命令とを備えた製品であって、

前記方法が、

(1) プロファイリングデータベースにサードパーティ許可データを記憶する段階と、
(2) 第1インターフェースを介して通信ネットワークアクセス要求を受け取る段階と

、
(3) 第2インターフェースを介して公表サービス要求を受け取る段階と、

(4)(i) 前記通信ネットワークアクセス要求から加入者デバイス識別子を抽出し、

(ii) 許可された加入者デバイス識別子記録について前記プロファイリングデータベースをサーチし、

(iii) 前記許可された加入者デバイスが存在する場合、前記通信ネットワークアクセス要求をサービスプロバイダ通信インターフェースを介して通信ネットワークサービスプロバイダに転送する、ように前記通信ネットワークアクセス要求に対してサービス要求ハンドラの実行を開始する段階と、

(5)(i) 前記公表サービス要求を認証して、前記公表サービス要求から証明書識別子を取得し、

(ii) 前記証明書識別子を使用して、許可されたサードパーティアプリケーションについて前記プロファイリングデータベースをサーチし、

(iii) 前記許可されたサードパーティアプリケーションが存在する場合、前記公表サービス要求を前記サービスプローカー通信インターフェースを介してサービスプローカーに転送する、ように前記公表サービス要求に対して機能ハンドラの実行を開始する段階と、を含むことを特徴とする製品。

【請求項22】

前記通信ネットワークアクセス要求をウェブサーバーにマップする段階を更に含む請求項21に記載の製品。

【請求項23】

ラップ(wrap)された公表サービス要求を前記公表サービス要求から生成する段階を更に含む請求項21に記載の製品。

【請求項24】

前記生成段階が、前記ラップされた公表サービス要求をショートメッセージサービスのサービス要求から生成する段階を含む請求項23に記載の製品。

【請求項25】

前記生成段階が、前記ラップされた公表サービス要求をマルチメディアメッセージサービスのサービス要求から生成する段階を含む請求項23に記載の製品。

【請求項26】

前記生成段階が、前記ラップされた公表サービス要求をセッション開始プロトコルサービス要求から生成する段階を含む請求項23に記載の製品。

【請求項27】

前記生成段階が、前記ラップされた公表サービス要求を請求サービス要求から生成する段階を含む請求項23に記載の製品。